

～障害幼児一時保育のご案内～

子ども総合センター児童発達支援センター（あいあい）では、緊急時や一時的に保育が必要なときにお子さんをお預かりします。

1 利用できる方

3歳から学齢前で以下のいずれかに該当する方

※ただし、医療行為等を必要とする方はご利用になれません。

- （１）身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方。
- （２）通所受給者証（児童発達支援等）をお持ちの方。
- （３）特別支援学校の幼稚部に通っている方。
- （４）その他「あいあい」の事業を利用したことのある方。

2 利用時間

月～土曜日（休業日を除く） 午前9時から午後5時まで

3 送 迎

子ども総合センター児童発達支援センター（あいあい）までの送迎は、保護者、ご家族の方でお願いします。

4 利用定員

1日2名

5 利用回数

月3回以内

ただし、空きがある時には3回を超えて利用することが出来ます。

6 利用登録

- （１）事前に利用登録の書類に記入をお願いします。
- （２）子ども総合センターを初めて利用する方は面接を行います。
- （３）「障害幼児一時保育サービス登録承認書」をお渡しします。

7 利用予約

初回予約について

- （１）受付時間は午前9時から午後5時です。土曜日は予約受付を行っておりません。
- （２）初回の利用は慣らしを考慮して2時間程度をお願いします。予約をする際に「初回利用」とお伝えください。

2回目は食事をはさんでの4時間程度。その後はご希望の時間でのご利用が可能となります。

通常の予約について

受付時間・曜日は上記と同様です。希望月の前月の1日から1回分の予約が可能。
(1日が土日祝日等の場合は最初の営業日) 翌日からは2回分、または利用回数の3回分の予約が可能です。

8 利用料

時間に関係なく1回1,000円です。現金でお支払いください。

※生活保護受給世帯、非課税世帯等は無料です。利用登録時にお申し出ください。

9 利用当日

- (1) 子ども総合センター児童発達支援センター2階・事務室で利用申請の手続きをします。
- (2) 保育担当との引継ぎ時に、事前記入した「障害幼児一時保育連絡票」をお渡しください。
- (3) 持ち物は、水分・昼食・おやつ・着替え・おむつ等を必要に応じて、お持ちください。

10 利用の変更・取消しについて

利用の必要がなくなった時や体調不良等で利用できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

【お問い合わせ】

新宿区立子ども総合センター 子育て支援課発達支援係

児童発達支援センター（あいあい） 電話：03-3232-0679